

2020年9月17日
連続講座－COVID-19と国際人権－
第2回「パンデミックとテクノロジー」

－はじめに－

2020年度の連続講座は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に起因する人権課題に焦点を当て、公衆衛生と基本的人権とがせめぎあう場面につき、国際人権の観点から現在の課題と今後のあるべき取組について、議論しています。

第2回は、「パンデミックとテクノロジー」をテーマとして、パンデミック対応のもとで生じるプライバシーの問題、パンデミックが浮き彫りにしたヘイトスピーチの問題、ソーシャルディスタンスの求められる中、テクノロジーを用いた新たな参加的意思形成のありかたについて、それぞれ貴重なご報告をお聞きしました。詳細は資料もご覧ください。

1 「公衆衛生とプライバシーの衝突・調整」

瀬戸 一哉弁護士（日弁連情報問題対策委員会委員）

冒頭の報告は、コロナ禍への必要な対応としての情報収集・公表と、これに対して必然的に生じるプライバシーの問題について、下記のような内容でした。

まず1点目、感染者情報の扱いについての現在の日本の法制が紹介されました。

感染者情報は、個人情報保護法の要配慮個人情報（病歴）に当たりますが、同法により、法令に基づくとき、公衆衛生の向上に特に必要なとき、国の機関の事務に協力する必要があるときなどは、例外として、本人の同意を得ずに第三者機関に情報提供できます。つまり、二次感染防止や、営業継続可否の判断などに必要な場合、必要な範囲の情報を、民間事業者が保健所に報告したり、病院が他の病院に提供したりすることができます。

また、公衆衛生の向上の観点からは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、積極的に情報を公表しなければならない一方、不当な差別を生じないように配慮する義務があります。提供する情報の範囲にも、状況と目的に応じて基準があります。

個人情報保護委員会のウェブサイトには、欧州データ保護会議、ドイツ、フランスの扱いも紹介されています。

2点目に、接触確認アプリ（ココア）にまつわる問題点が紹介されました。

日本の仕組みは、アプリを持つ人同士の濃厚接触がBluetoothで感知・記録され、その中で感染者（陽性者）が出た場合、濃厚接触者に対し、個人が

特定されない形で通知が来るものです。これは、他国の採用する、絶対的な位置情報を取得する方法や、個人を特定する情報を管理サーバーに収集する方法と比べ、プライバシーに配慮したものと言えます。

2 「オンラインでのヘイトに対する法規制のあり方」

師岡 康子弁護士（東京弁護士会外国人の権利に関する委員会委員）

2 番目の報告は、ヘイトスピーチへの規制のありかたについての現状紹介と提案でした。

ヘイトスピーチはパンデミック以前から問題でしたが、新型コロナの発生源とされた中国を中心に、世界的にもアジア人への差別が悪化しました。報告では、これまでのヘイトスピーチのひどい事例、法務省人権擁護局による外国人住民調査結果の紹介もあります。

2016 年にはいわゆるヘイトスピーチ解消法が成立しましたが、禁止・制裁規定はなく、ネットのヘイトスピーチは依然深刻であるとの報告に加え、ネット上の表現の特性、「見なければいい」では済まないこと、被害者の救済手続は負担が大きいことも指摘されました。

5 月には木村花さん事件が起き、誹謗中傷対策の議論が盛んになったことや、最近公表された「総務省インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」も紹介されました。他方、ヘイトスピーチは、特定個人への誹謗中傷への対応では不十分な面もあります。

弁護士・研究者による「ネットと人権法」研究会が昨年末に発表した「インターネット上の人権侵害情報対策法モデル案」は、「差別的言動」を定義し、対応を提案しています。

3 「テクノロジーによる民主主義発展の可能性」

関 治之氏（一般社団法人コード・フォー・ジャパン代表理事）

3 番目の報告は、コロナ禍によって集会やデモなどが制約される中、テクノロジーで新たな市民参加の形が作られているという明るい報告でした。

1 つは、「シビックテック」と呼ばれるもので、コード・フォー・ジャパンはそのひとつですが、世界中、国や地域のさまざまなレベルで、Code For XX のネットワークができています。

地域の問題を自分たちで解決するために、アプリケーションのソースコードをウェブサイトで公開し、みんなで編集しながら、システムを作り、改善します。コロナ禍でこの動きが加速し、行政のデータをわかりやすく公表するサイト、地域の情報交換のための掲示板、テイクアウトや相談のアプリなど、さまざまなものが、学生も参加して生まれました。

2つめは、参加型民主主義のためのアプリです。

まず、地域の政策に市民の声を取り入れる Decidim というオープンソースのアプリが紹介されました。トピックごとに、掲示板に意見を投稿すると、双方向のフィードバックもでき、対面での議会の議論とも連動しながら、意見を集約していける設計で、従来のパブリックコメントなどの手続に比べ、政策への集約がしやすいとのこと。欧米の行政を中心に、非営利団体でも使われているそうです。

また、台湾の vTaiwan は、意見の対立がある論点につき、AI を用いて SNS などで議論を広め、集めた意見の実行可能性を政府が検討し、政策にしていく仕組みで、Uber 規制ほかさまざまな議論に活用されました。

コード・フォー・ジャパンでも、参加型アプリを日本語化して、地方自治体での活用を検討中とのこと。

4 質疑応答

質疑応答は以下のとおりです。

1 について

Q ココアの利用者数が伸びていないのはなぜか、他国との比較は。

(瀬戸弁護士)

6割以上が使うと効果的と言われたが、8月末で1割。他国でも2割。伸び悩んでいる理由は、誤通知や不具合が多かったり、処理番号の発行に時間がかかるなどの技術的、事務的問題。必要性・有用性に疑問を持つ人も少なくない。

(関氏)

リリース当初、バグがあり、損をした面もあるが、時間が経っても少ないのは別の理由。

他国はある程度強制的だが、日本は完全に個人の自由に委ねられている。広報を増やすとともに、イベント時や感染者など、高リスクのところで義務化しても良いかもしれない。

2 について

Q 研究会によるモデル法案が参考にした海外法令の内容。

(師岡弁護士)

ドイツ「ネットワークにおける法執行の強化に関する法律」。

ネット上の犯罪表現について、削除要請があった場合、48時間以内に削除しなければならない。従わないと多額の過料。業者の対策の報告義務、従わないと罰則。

ドイツでは犯罪。日本の場合は、まず規制対象が不明確なので、そこを

定めるべき。また、期限を区切った対応。なお、海外にサーバーがあっても、ドイツの国内で一定数以上の利用者のいるサービスプロバイダに適用される。

3について

Q Decidim で民意が広く反映されるのは素晴らしいが、匿名の書き込みで荒れたり、偏った民意に押されるおそれはないか。

(関氏)

やり方を選べるが、通常は住民登録証と照合し、匿名は認めない。また、たくさんの人が参加すれば、極端な意見に振れることは減る。通常の議会プロセスも組み合わせて使う。これで何でも決めるのではなく、意見収集のツール。

以上